

一宮市住宅確保要配慮者居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、一宮市住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下、「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条に規定する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、一宮市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、法第51条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会として設置するものとする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進に関すること。
- 四 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 五 その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第2章 役員

(役員の種別及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名

2 役員は、以下のとおりとする。

- 一 会長は、一宮市建築部住宅政策課長とする。
- 二 副会長は、本会の会員の互選によりこれを定める。

3 前項の互選は、会員の半数以上の出席による無記名投票の方法で行い、有効投票の最多数を得た者をもって副会長とする。ただし、投票数の同じ者が2人以上あるときは、くじで定める。

4 前項の規定にかかわらず、会員中に異議がないときは、第2項第二号の互選を、指名推薦の方法を用いて行うことができる。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

一 本会の事業計画に関すること

二 本会の事業報告に関すること

三 本会会則の制定及び改廃に関すること

四 専門部会の設置に関すること

五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項に関すること

3 臨時総会は、開催するまでの期間、内容その他の事由を勘案し、会長が認める場合にあっては文書による照会をもってこれに代えることができる。ただし、会員からの請求により臨時総会を開催する場合を除く。

4 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(専門部会)

第10条 本会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議、検討するために、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長は会長が指名する。

3 部会は部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を処理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務等を行うために、一宮市建築部住宅政策課に事務局を置く。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第 12 条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 総会、臨時総会、専門部会において、第 1 項の規定による措置として、原則、非公開の会議とする。ただし、会長が必要と認める場合は公開の会議とすることができる。

(雑則)

第 13 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

不動産関係団体	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会	
	公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部	
居住支援団体等	特定非営利活動法人のわみサポートセンター	
	一般社団法人木漏れ日	
	公益社団法人愛知共同住宅協会	
	特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク	
公的機関	愛知県住宅供給公社	
	社会福祉法人一宮市社会福祉協議会	
行政機関	一宮市	建築部住宅政策課
		福祉部福祉総務課福祉総合相談室
		福祉部高年福祉課
		福祉部生活福祉課
		子ども家庭部子ども家庭相談課
		活力創造部観光交流課